

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一五、一二五

中巨摩郡

五、二二六

南都留郡

一二、八三一

甲府市

五二、一三六

富士吉田市

一三、八二八

都留市・西桂町

九、八二〇

山梨市

九、九二八

大月市

七、一九〇

韮崎市

八、三六一

南アルプス市

一九、七二九

北杜市

一三、六一八

甲斐市

二〇、五六六

笛吹市

一九、四五四

上野原市・北都留郡

七、二二六

甲州市

九、〇七一

中央市

八、二一八